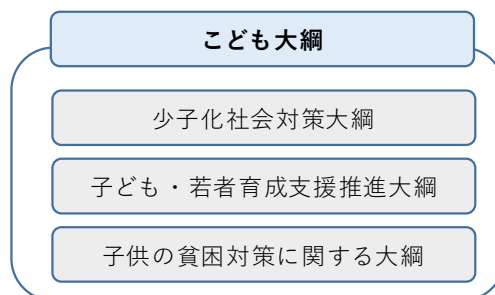


「弘前市こども計画」の策定について

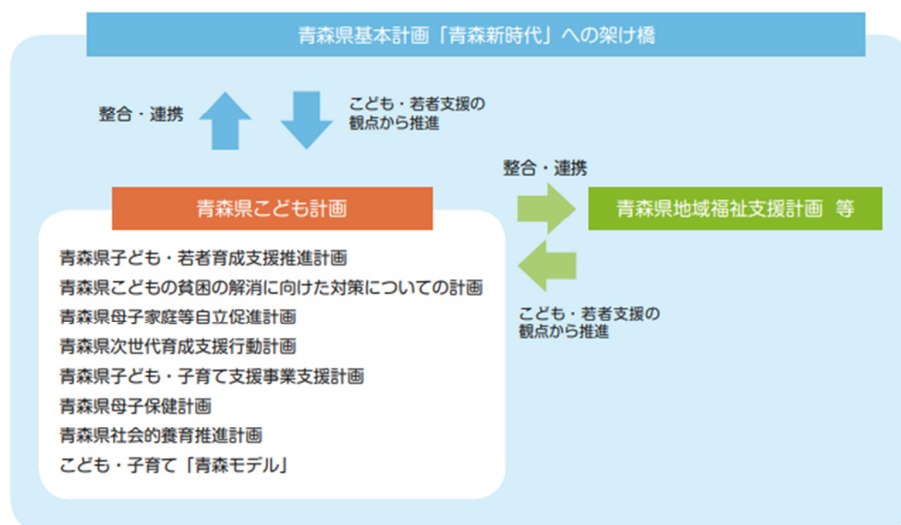
○計画策定の趣旨・背景

- ・全国的に少子化や人口減少には歯止めがかかっておらず、また、児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラーの問題など、こどもを取り巻く環境は課題が多い状況にある。
- ・そのような状況を踏まえ、国において令和 5 年 4 月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法として「**こども基本法**」が施行された。
- ・同年 12 月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」および「**子どもの貧困対策の推進に関する法律**」に基づく 3 つの大綱を 1 つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めた「**こども大綱**」が閣議決定された。
- ・「**こども計画**」は、全てのこどもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していく「**こどもまんなか社会の実現**」を目的に、こども基本法において、都道府県・市町村が定めるよう努めることとされた。



○県の動き

- ・青森県では、出生率向上と人口移動の改善を図るため、令和 6 年（2024 年）10 月に「**こども・子育て『青森モデル』**」を策定した。
- ・さらに『青森モデル』を包含した、令和 7 年度から令和 11 年度（2025 年度から 2029 年度）までの 5 か年計画の「青森県こども計画」を策定した。



■青森県こども計画のイメージ（※「青森県こども計画」より）

○「弘前市子ども計画」の策定について

〈目的〉

- ・本市においても「こどもまんなか社会の実現」を目指し、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に「弘前市子ども計画」を策定する。

〈計画の位置づけ〉

- ・こども基本法において、市町村子ども計画は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成できるとされており、現行の「①第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画」を軸に、未策定の「②子どもの貧困解消対策行動計画」「③子ども・若者計画」の内容を包含した計画とする。
- ・次期総合計画および子どもに関連する個別計画との整合性を確保する。

①子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

※次世代育成支援対策行動計画（次世代育成支援対策推進法）

包含済み

②子どもの貧困対策計画（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）**未策定**

【計画内容】生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されないよう、地域における貧困対策の具体的な取り組みを整理・推進する。

【主なポイント】学習支援事業や子ども食堂への後押し、居場所づくり。ひとり親世帯をはじめとする生活困窮世帯への相談体制や就労・経済支援。福祉・教育・保健などの関係機関が連携した早期発見・支援のネットワーク構築。

③子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）**未策定**

【計画内容】乳幼児から青年期に至る子ども・若者の健やかな成長や自立、社会的孤立の防止を目指し、分野横断的に支援を行う。

【主なポイント】不登校、ひきこもり、ニート、ヤングケアラーなど困難を抱える子ども・若者への支援体制の整備。相談窓口や地域ネットワーク（子ども・若者支援地域協議会）の立ち上げ・運用。子ども・若者の意見をまちづくりや施策に反映させる機会の創出。

〈計画策定のメリット〉

- ・計画策定・進行管理の効率化
- ・分野ごとに分かれていた施策が束ねられ、妊娠・出産期から学童期、青年期と、計画の対象となる範囲が拡大し、一貫した切れ目のない支援が可能
- ・こども・子育て支援事業債の活用（充当率：90% 交付税措置率：50%（機能強化を伴う施設改修）、30%（新築・増築）

○計画期間

- ・令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までとする。
- ・次期総合計画との整合性を図るため、始期は令和9年度途中（5/中 想定）とする。
- ・第2期以降は5年ごとの計画期間とする。

	2年度～6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
子ども・子育て支援事業計画	第2期弘前市 子ども・子育て 支援事業計画	第3期弘前市 子ども・子育て 支援事業計画				第1期弘前市 こども計画
次世代育成支援行動計画						
こどもの貧困の解消 に向けた対策計画	未策定					
子ども・若者育成 支援計画	未策定					

○今後のスケジュール

作成手順	令和8年度														
	7			8			9			10			11		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
子ども・子育て会議															
市政推進会議															
骨子の作成															
原案（庁内用たたき台）の作成															
素案の作成															
パブコメの実施・意見整理															
最終案の作成（最終調整）															
	令和9年度														
	4			5			6			7			8		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
子ども・子育て会議															
市政推進会議															
計画の完成・公表															

【子ども・子育て会議 予定議題（計画策定関係）】

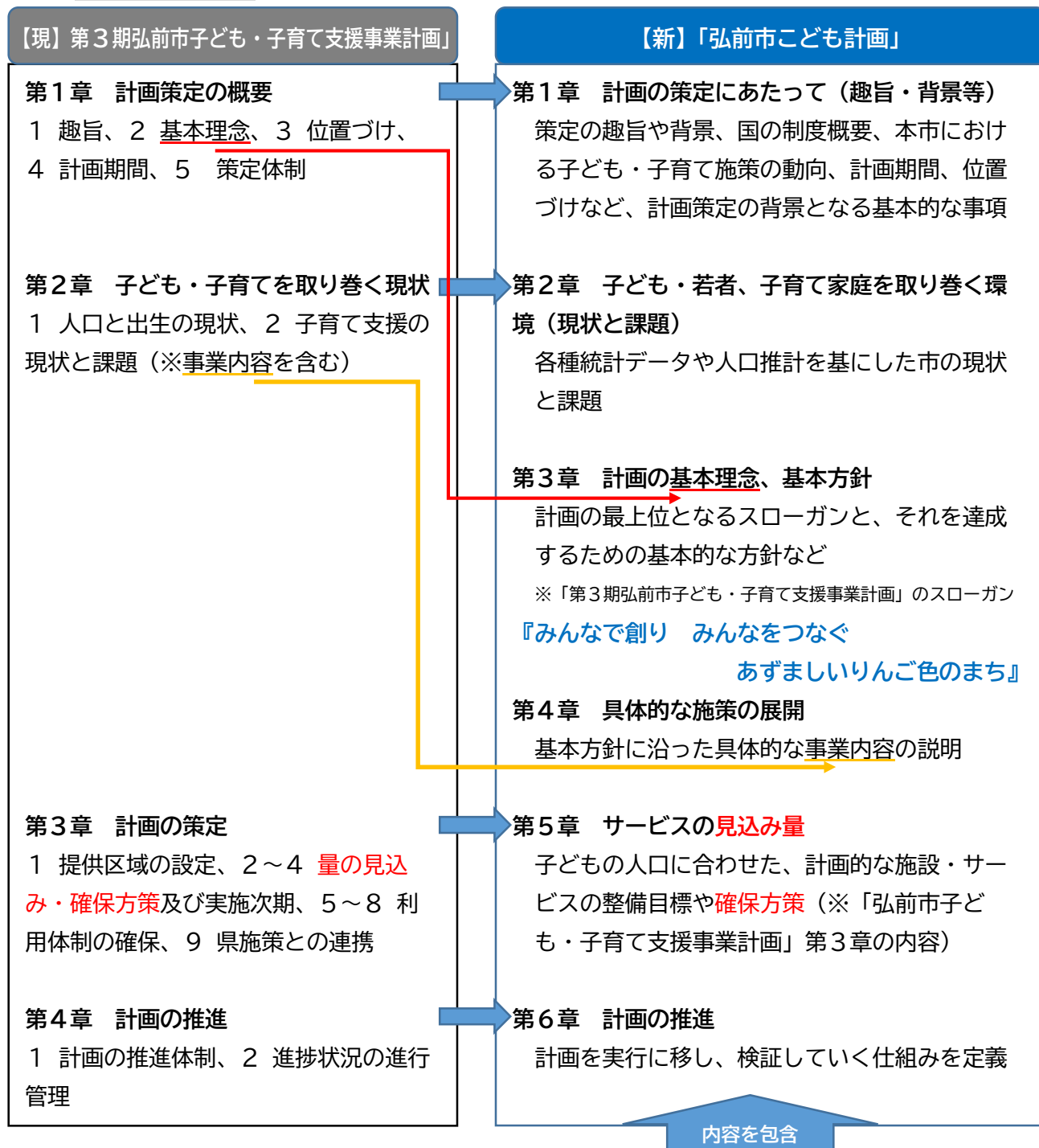
令和8年度 第1回：こども計画の策定について

第2回：計画の原案について

第3回：パブリックコメントの結果について、計画の素案について

令和9年度 第1回：最終案の確認について

○目次構成（案）



・未策定の「②子どもの貧困解消対策行動計画」「③子ども・若者計画」の目次構成は、一般的に策定予定の「弘前市こども計画」と同じ構成であるため、各項目に該当する計画内容などを反映させる。

他自治体計画の一般的な目次構成

- | | | |
|-------------|--------------|----------|
| 1 計画策定にあたって | 2 子どもを取り巻く環境 | 3 計画の方向性 |
| 4 計画内容 | 5 計画の推進 | |